

( \* 不妊治療のうち、人工授精に係る治療が対象です。また、人工授精を行ったことが前提となります。 )

**●助成対象者**

次の条件すべてに該当する方

- 1 法律上の婚姻をしている夫婦

※対象治療の開始日において婚姻をしている夫婦であること。

- 2 申請時において、夫又は妻のいずれか一方が、呉市に住民登録のある方
- 3 呉市在住期間中に、国内の対象医療機関で助成対象となる治療を受けた方

※一般不妊(人工授精)治療の助成については、年齢制限はありません。

**●助成対象となる治療**

- ・人工授精に係る治療(※ただし、人工授精を行ったことが前提)
- ・医療保険適用の有無は問わず行われた治療(治療に係る薬剤費等を含む)

**●助成対象となる治療の範囲(診察料、処方箋料を含む)**

- 1 事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及びHIVなどの感染症検査費用
- 2 採精(事前採取も含む。)費用
- 3 精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料(通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る。)
- 4 精子の濃縮、精子の洗浄等に要する費用
- 5 卵胞の育成や排卵を促すための薬剤等を用いた治療に要する費用(治療の過程で行われる検査を含む)
- 6 精子を子宮内に注入するために要する費用
- 7 人工授精後、感染予防のため服用する抗生剤等
- 8 その他医師が一般不妊治療(人工授精)として必要と認める治療

**●対象医療機関**

人工授精を実施している国内の医療機関

**●助成額(千円未満切り捨て)**

本人負担額の2分の1の額で、夫婦1組につき1年に上限5万円まで助成します。

※1年の区分：3月診療分～2月診療分

※「呉市一般不妊(人工授精)治療費助成申請に係る証明書」の「院外処方の有無」が「有」の場合は、院外処方に要した費用も対象になります。

※文書料、個室料等の直接的な治療費ではない費用は対象になりません。

**●助成期間**

助成を開始した診療日(人工授精を受けた日)の属する月から継続する2年間

※医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合、当該中断期間の日数を延長します。

※助成を受けた夫婦が妊娠に至り、さらに次の妊娠を希望される方は、再び2年間設定します。

**●申請方法及び申請期限**

1年分(3月診療分～2月診療分)をまとめて、治療が終了した日から1年以内に申請してください。

※1年の途中で治療が終了し、以降、一般不妊治療(人工授精)を行う予定がない場合は、その時点で口申請の手続きをしてください。

※申請期限前に市外に転出される場合は、転出前に申請してください。

## ●申請書類

- 1 様式第1号「呉市不妊治療費助成事業申請書(一般(人工授精)・特定)」
- 2 様式第2号「呉市不妊治療費助成事業助成金請求書」
- 3 様式第3号「債権者登録申請書(新規・変更)」※初回申請時のみ(登録内容に変更があった場合は再提出)

※口座情報が確認できる通帳等の写しを添付。

※振込口座は、申請者(請求者)本人名義のものを準備して下さい。

※1, 2, 3は同一人とし、※以降も同じ申請者及び印鑑で申請、請求してください。

※スタンプ印等は不可

### 4 医師の証明書

様式第4号「呉市一般不妊(人工授精)治療費助成申請に係る証明書」

### 5 医療機関等が発行した領収書(写し)

当該助成に係る治療期間中のすべての領収書の写し(院外処方がある場合、薬局の領収書を含む)

## ●添付書類

- 1 戸籍謄本(原本) ※原則、初回申請時のみ添付。発行日から3ヶ月以内のもの  
※夫又は妻が世帯主でない場合や別世帯(別居)の場合、住民票で夫婦の続柄が確認できないときは初回の申請以外でも戸籍謄本が必要です。  
※夫婦が外国籍の場合や別世帯(別居)等の理由で、住民票で夫婦の続柄が確認できない場合は、初回の申請以外でも婚姻証明書等の公的な書類が必要。
- 2 住民票(原本証明)世帯全員記載のもの ※続柄等の記載があるもの(マイナンバーの記載は不要)  
※記載事項に異動がない場合は、発行日から3ヶ月間有効とし、前回申請時に提出した写しを添付することができます。(住民票の省略)  
※夫婦別世帯(別居)の場合、夫婦それぞれの住民票を添付。

※広島県が行う不妊検査・一般不妊治療費の助成制度もあります。一般不妊治療費(人工授精)は、呉市と広島県の両方で助成を受けられる場合があります。(※支給要件等の詳細については、広島県のホームページまたは広島県子供未来応援課TEL082-513-3171までお問い合わせください。)

## ●申請・お問い合わせ

呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ(すこやかセンターくれ5階)の窓口で申請して下さい。  
また、郵送も可能です。

お問い合わせ・郵送先

〒737-0041

呉市和庄1丁目2番13号 すこやかセンターくれ5階

呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ

電話番号:0823-25-3540